

日本原子力学会英文論文誌「Special Issue（特集号）」実施要領

2019年12月25日 編集委員会承認

（目的）

1. 本要領は、「Journal of Nuclear Science and Technology」（以下、「英文論文誌」という）および「日本原子力学会和文論文誌」（以下、「和文論文誌」という）の「投稿ガイドライン」3.（2）に基づき、英文論文誌 Special Issue（以下、「特集号」という）の刊行に関する要領を定め、特集号の円滑な刊行を図ることを目的とする。なお、和文論文誌の特集号を刊行する場合は編集委員会（以下、「委員会」という）がこれを企画し、16.に準じて通常の論文審査体制のもとで、特集号の審査・編集を行う。

（特集号の掲載内容及び基準）

2. 特集号は英文論文誌に受理可能な投稿原稿の範疇において、会員の関心の高いテーマや将来性のある新しい分野に関する Review, Rapid Communication, Article, Technical Material（以下、「論文等」という）をまとめて掲載するものであり、定例の号の中に組み込んで刊行する。
3. 論文等は公募または推薦によるものとし、その審査は、一般の投稿論文等と同じ基準で行う。
4. 国際会議発表の論文等を特集号として刊行する場合は、論文等の半数以上は、第一著者が外国人（国外に在住あるいは勤務する日本人を含む）であることが望ましい。

（編集作業）

5. 特集号の編集作業は原則として Taylor&Francis 社のオンライン投稿システム上で行う。

（企画と採否）

6. 原則として委員会が特集号を企画する。
7. 日本原子力学会（以下、「本会」という）の各部会、委員会が認める組織、あるいは本会が主催または共催する国際会議等の主催者は、特集号の企画を提案することができる。
8. 前項の特集号企画を提案する組織（以下、「特集号企画組織」という）の代表者は、別紙の様式1により委員会に特集号企画を申請する。
9. 特集号企画組織は、特集号編集の実務および委員会との調整を行う責任者（以下、「編集責任者」という）を選出する。委員会が企画する特集号の場合は、編集委員（以下、「委員」という）の中から編集責任者を選出する。
10. 委員会は、提案された企画を審議し、その採否を決める。採択に当たっては年間の発行ページ数の制限に留意する。
11. 特集号企画組織と委員会の合議により特集号を2号合併号とすることができる。
12. 企画が採択された場合、委員会は委員の中から特集号担当編集委員を選任する。特集号担当編集委員は、編集責任者との間で必要な調整を行う。委員会が企画する特集号は、編集責任者が特集号担当編集委員を兼ねる。

（特集号編集小委員会）

13. 特集号の審査・編集に関する実務を行うために、委員会の下に「特集号編集小委員会」（以下、「小委員会」という）を設置する。設置にあたり、編集責任者は、小委員会の委員構成を書面にて委員会に提出し、承認を得る。
小委員会は以下で構成される。
 - (1) 編集責任者
 - (2) 特集号担当編集委員
 - (3) 委員 若干名
 - (4) 委員以外から、編集責任者の推薦する者 若干名
14. 小委員会は、原稿の募集または推薦、提出された原稿の審査、査読担当者の選任、査読遅滞の回避、および採否の決定など、特集号の審査・編集に関わる業務を行う。
15. 小委員会の設置期間は、原則として当該の特集号の刊行に関わる業務が終わるまでとする。
16. 委員会が企画する特集号は、小委員会を設置せずに通常の論文審査体制のもとで、特集

号の審査・編集に関わる業務を行うことができる。

(経費の負担)

17. 特集号に掲載された論文の著者または特集号企画組織は、規定の掲載料、別刷り代金を負担する。特集号企画組織は、別途掲載料を負担する者を指定することができる。委員会が企画した特集号の場合、委員会が掲載料を負担することができる。

(事務)

18. 印刷に関わる事務は、Taylor&Francis 社が行う。査読・審査等、その他の業務については、小委員会が、学会事務局と相談の上、行う。

(雑則)

19. この要領に定めるもののほか、特集号刊行に関する具体的な手順など、特集号に関し必要な事項は、委員会または編集幹事会が別途定める。

(改定)

20. 本要領の改定は、編集幹事会が起案し、編集委員会の審議による承認を得るものとする。

附則

1. 2013年9月12日編集委員会（メール審議）承認。同日施行。
2. 改定履歴
 - ① 2001年4月2日編集幹事会確認，同年4月13日編集委員会承認
 - ② 2005年3月4日編集幹事会確認，同年6月20日編集委員会（回議）承認
 - ③ 2006年7月7日編集幹事会確認，同年7月21日編集委員会（回議）承認
 - ④ 2006年8月4日編集幹事会確認，同年8月15日編集委員会（回議）承認
 - ⑤ 2010年6月11日編集幹事会確認，同年6月21日編集委員会（回議）承認
 - ⑥ 2013年8月5日編集幹事会確認，同年9月12日編集委員会（メール審議）承認
 - ⑦ 2019年11月5日編集幹事会確認，同年12月25日編集委員会（メール審議）承認